

地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）に対する報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 常勤の役員に対する報酬は、基本報酬、期末手当及び通勤手当とする。

2 非常勤の役員に対する報酬は、基本報酬及び通勤手当とする。

(役員報酬額)

第3条 常勤の役員の基本報酬及び期末手当の年間支給額は、次の表に掲げるそれぞれの額以内で理事会の定める額とし、基本報酬年額の1/2分の1の額を月額報酬とする。

区分	基本報酬年額	期末手当年額
理事長	1,340万円	460万円
副理事長	1,270万円	430万円
理事	1,270万円	430万円

2 非常勤の理事に対する基本報酬は、日額30,000円とする。

3 非常勤の監事に対する基本報酬は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第15条第2項に規定する財務諸表承認日の翌日から次年度の財務諸表承認日までの期間（以下「当該年度の任期」という。）につき600,000円とする。

(報酬の支給日)

第4条 常勤の役員は、地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター職員給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給料の支給日に支給し、期末手当は、職員の期末手当の支給日に支給する。

2 非常勤の理事の基本報酬は、非常勤の役員が業務を執行した日の属する月の翌月における職員の給料の支給日に支給する。

3 非常勤の監事の基本報酬は、その2分の1の額を4月及び当該年度の任期に属する財務諸表承認日の翌月に支給する。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該常勤の役員が受けるべき期末手当年額

の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 6箇月 100分の100
- 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- 四 3箇月未満 100分の30

3 前項各号に規定する在職期間は、常勤の役員として在職した期間とする。

4 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が常勤の役員となった場合は、その期間内においてそれらの常勤の職員として在職した期間は、前項の在職期間に算入する

- 一 法人の職員が退職し、かつ、引き続いて常勤の役員となった者
- 二 栃木県職員（以下「県職員」という。）が常勤の役員となるため退職し、かつ、引き続いて常勤の役員となった者

5 第2項に規定する期末手当の額については、第3条の規定にかかわらず、栃木県知事が行う法人の業績評価の結果及び当該役員の業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、一年度につき当該常勤の役員が受けるべき月額報酬の額の100分の15の範囲内で増額し、又は100分の20の範囲内で減額することができるものとする。

6 第4項第2号の役員が基準日前1箇月以内に県職員の職務に復帰した場合には、第1項後段の規定にかかわらず期末手当は支給しない。

7 前各項に規定するもののほか、期末手当の一時差止処分その他期末手当の支給に関しては、職員の期末手当の例による。

（通勤手当）

第6条 常勤の役員に支給する通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

2 非常勤の役員の通勤手当は費用弁償とし、その額及び支給に関しては、職員の旅費の例による。

（日割計算）

第7条 新たに常勤の役員となった者には、その日から基本報酬を支給する。

2 常勤の役員が退職し、又は解任された場合には、その日まで基本報酬を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月まで基本報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により基本報酬を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

（月割計算）

（月割計算）

第8条 監事が任期途中で退職し、又は解任された場合には、その月まで基本報酬を支給する。

2 この場合において、新たに監事となった者には、その月から基本報酬を支給する。

3 第1項又は第2項の規定により監事に基本報酬を支給する場合には月割で基本報酬を支払うこととし、この場合における月割計算の方法については、理事長が別に定める。

(報酬の支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員が指定する本人名義の預貯金口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬から当該金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(職員を兼ねる役員の報酬)

第11条 法人の職員を兼ねる役員には、この規程に基づく役員の報酬は支給しない。

(退職手当)

第12条 役員に対する退職手当は、これを支給しない。

(旅費)

第13条 役員が業務のため旅行をしたときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法等については、職員の例による。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定めるほか、職員の例による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 施行の際に在職している監事の、施行の日から最初の財務諸表承認日までの基本報酬については、施行の日に新たに監事になったものとみなし月割計算を行う。